

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 内田 雅章

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
4PTD1BS01850	4L201AG6174 0001						
品名 または 件名							
駐屯地樹木伐採・伐根役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
需校				需校 営繕班 内251 (小平)			
搬入場所				納期または工期			
需校				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札及び契約心得等については、関東補給処松戸支処会計課契約班及び松戸支処会計課ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年2月17日 (月) 10時00分 松戸支処 会計課入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(競争に参加する者に必要な資格等)

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省の指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

1 資本関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(2)については子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(1) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (1) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- 3 1及び2に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減減するなど1又は2に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は除く。)
- (8) 第2項の競争参加資格に該当し、関東・甲信越地域の資格を有する者。

8 入札の方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を封筒に入れ、封筒表に入札日、要求番号を朱書きして、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)15時00分までに契約班に必着とする。なお、事前に郵便により入札する旨を連絡し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (3) 郵便入札があった場合の再度入札日時:令和7年2月20日(木)15時00分

9 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 有償の履行延期

契約相手方の責に帰すべき理由によって履行延期となった場合は、納期の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じて延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として徴収する。

12 入札の無効

- (1) 第2項及び第7項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

13 契約書の作成

- (1) 落札業者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により、契約書を作成し提出するものとする。ただし、契約担当官が認める場合において、契約金額が150万円以下の場合は契約書に換え請書を提出することができる。また、契約金額が50万円未満の場合は請書の提出を省略することができる。
- (2) 適用する契約条項等
 - ア 役務請負契約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

14 その他

- (1) 事前に全省庁統一資格の写しを提出するものとする。(FAX可)
- (2) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (3) 現場確認が必要な場合は、事前に連絡するものとする。

14 問い合わせ先

関東補給処松戸支処契約班 担当 下楠 蘭

電話: 047-387-2171(内線332) FAX: 047-384-2844

メール: fin-matsudo-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書
見 積 書

金額 ¥

(消費税及び地方税額を含まない)

品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額
駐屯地樹木伐採・伐根役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納入場所	需品学校	納 期	7.3.31		
契約保証金	免 除	見積書有効期限			

上記の公告又は通知に対して[入札及び契約心得]及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 内田 雅章 殿

住 所
名 称
代表者名

担当者名
連絡先

(注) 押印を省略する場合は担当者名及び連絡先を記載してください

仕様書番号：6-105

作成年月日：令和7年1月28日

駐屯地樹木伐採・伐根役務

陸上自衛隊 需品学校

関係者以外不許複製

件名	図面番号	縮尺
駐屯地樹木伐採・伐根役務	1/4	—
図面名称	表紙	—

仕 様 書

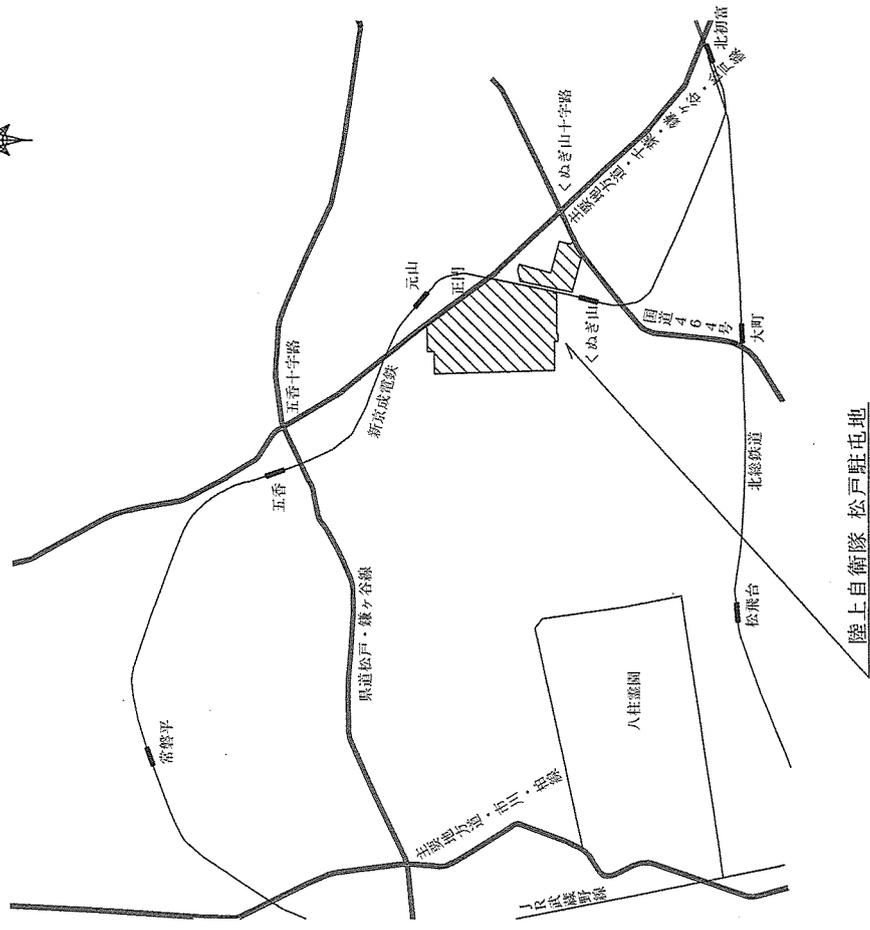
- 1 件 名：駐屯地樹木伐採・伐根役務
- 2 実施場所：千葉県松戸市五香六実17 陸上自衛隊松戸駐屯地
- 3 概 要：松戸駐屯地内樹木計21本の伐採・伐根及び当該樹木の場外処分
- 4 一般共通事項
 - (1) 本仕様書は、駐屯地樹木伐採・伐根役務について適用する。
 - (2) 請負業者は本仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。
 - (3) 本役務を実施するにあたり、駐屯地内の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。
 - (4) 本役務で使用する光熱水料、資機材、労力、消耗品等は請負者の負担とする。また、水道及び電気等を官側から借受ける場合は、官側と調整の上、請負者の負担により計器を設置し使用量に対する料金を官側の規定により支払うものとする。
 - (5) 着手に先立ち、予定工程表を監督官に提出すること。
 - (6) 監督官の指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく提出すること。
 - (7) 役務写真は、収集前、収集後、搬出、処分場搬入及び監督官の指示する箇所を撮影し、役務写真帳にして1部を提出するものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 1級又は2級造園施工管理技士の資格を有する者を本業務に配置する。
 - (2) 樹木は運搬・処理を行うものとし、官側に当処理の計量証明書を1部提出するものとする。
 - (3) 高所作業時はバリカドや誘導員を配置する等、安全管理を徹底するものとする。
 - (4) 本役務の「伐採」とは、樹木を地表から50cm以下で作業可能な限り地表近傍まで切ることをいう。
 - (5) 伐採・伐根作業の際は、敷地外の道路上に被害が及ばないよう十分留意する。
 - (6) 伐採・伐根作業後は、木くずや枝葉の清掃を実施するものとする。

(7) 本役務で剪定する樹木は、下記の通りとする。

記号	幹周(cm)	樹高(m)	樹種	内 容
【1】～【2】	240	1.3	サクラ	伐採及び処理
【3】	180	1.8	イチョウ	
【4】	215	1.5	ケヤキ	
【5】～【7】	230	1.5	ケヤキ	
【8】	180	1.2	サクラ	
【9】～【21】	200	2	ヒマラヤスギ	

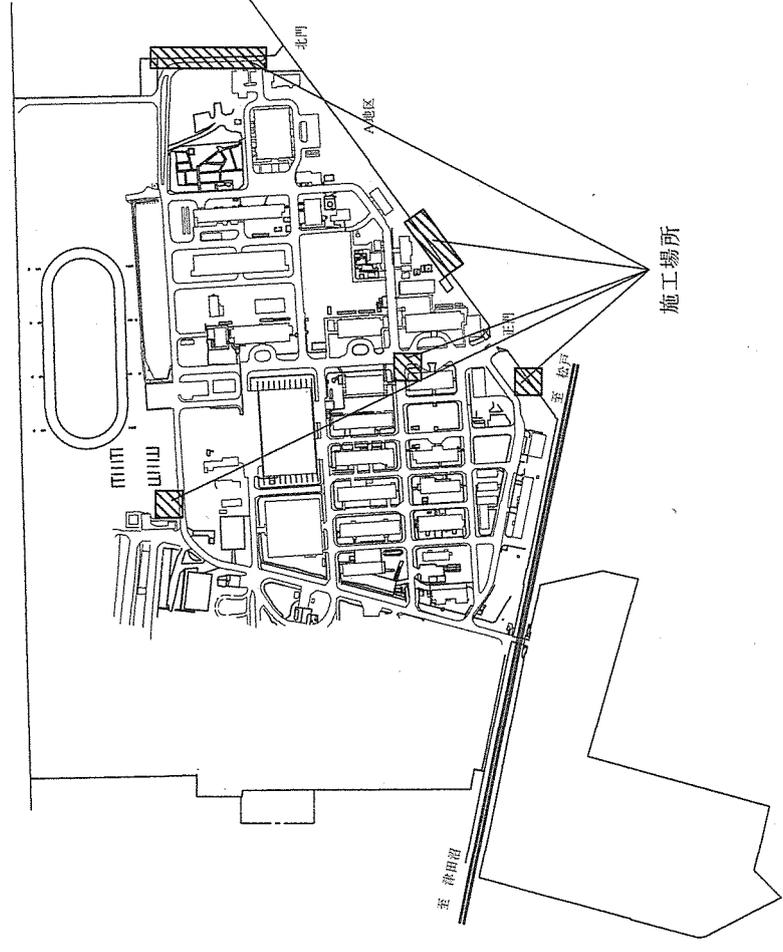
※幹周は地上から約120cmの高さを計測したものとし、樹高は参考値とする。

件名	駐屯地樹木伐採・伐根役務		図面 番号	2 / 4
図面 名称	仕 様 書		縮 尺	—



陸上自衛隊 松戸駐屯地

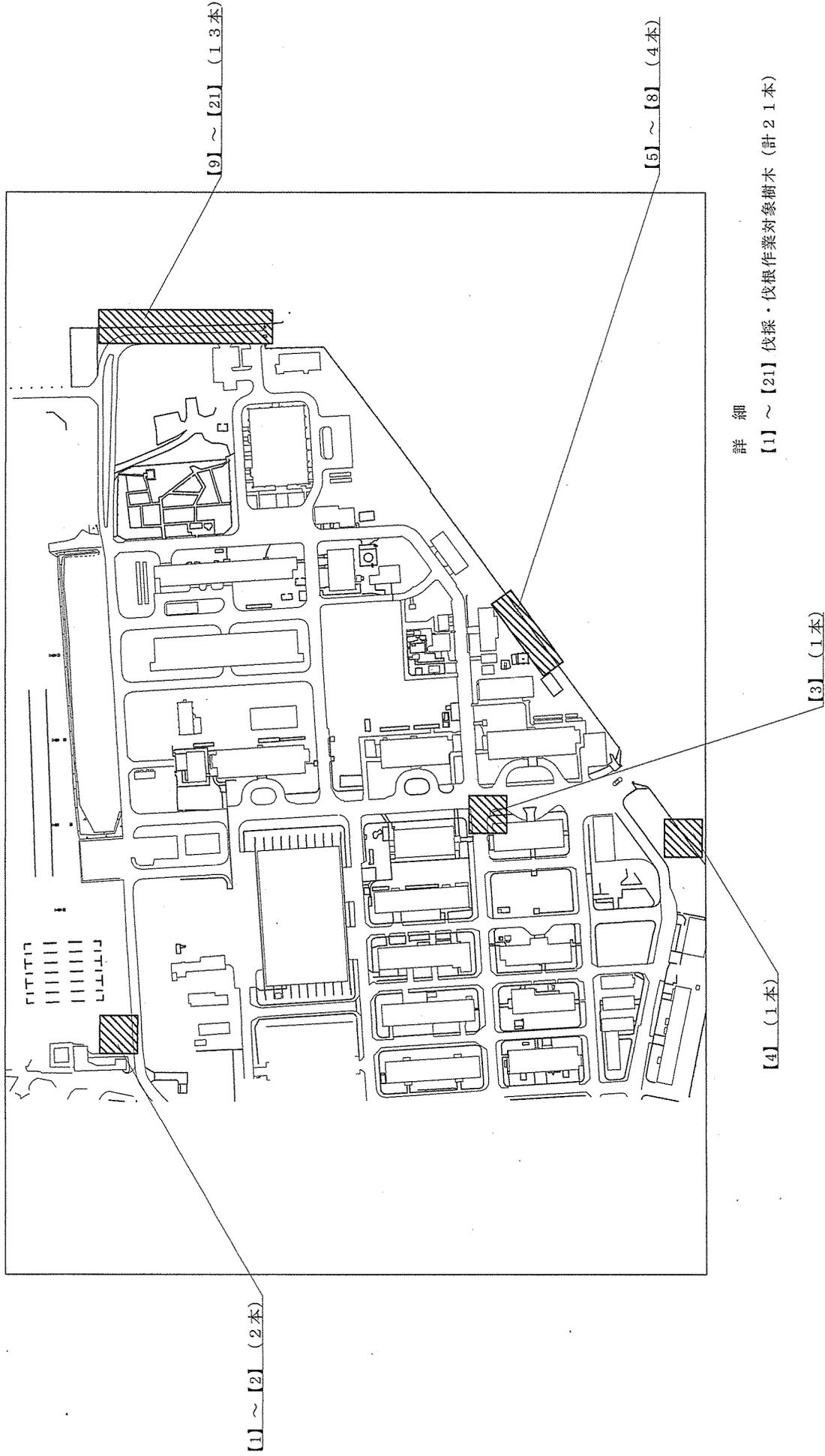
案内図 S=1:4000



施工場所

配置図 S=1:7000

件名 図面 名称	駐屯地樹木伐採・伐根役務	図面 番号	3/4
	松戸駐屯地案内図・配置図	縮 尺	図示



詳細

【1】～【21】伐採・伐根作業対象樹木（計21本）

件名	駐屯地樹木伐採・伐根業務	図面番号	4 / 4
図面名称	伐採・伐根樹木詳細図	縮尺	—